

【精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方へ】

JR 乗車券類の精神障がい者割引制度導入について

2025年(令和7年)4月1日からJR乗車券類の精神障がい者割引が始まりました。割引を受けるには精神障がい者保健福祉手帳(以下、「手帳」)に、旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額「第一種」または「第二種」の記載が必要になります。手帳を確認のうえ、希望される方は裏面の問い合わせ先で手続きをしてください。

制度概要

第一種:手帳1級をお持ちの方 **第二種**:手帳2級または3級をお持ちの方

(1)手帳をお持ちの方が、介護者の方と一緒に利用する場合

- ① 手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類が必要です
- ② 割引となる介護者は1名です

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種精神障がい者の方と介護者の方	・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券 ・定期乗車券(小児定期乗車券を除く。)	5割
12歳未満の第二種精神障がい者の方と介護者の方	・定期乗車券(小児定期乗車券を除く。)	5割

(2)手帳をお持ちの方が1人で利用する場合

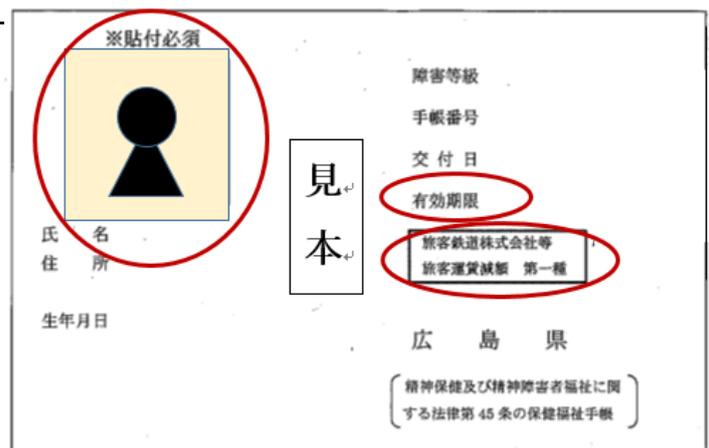
片道の営業キロが100キロを超える場合に限られます

対象者	対象となる乗車券類	割引率
・第一種精神障がい者の方 ・第二種精神障がい者の方	・普通乗車券	5割

対象者

次の要件を満たす
精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

- ・旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種または第二種の記載がある手帳
- ・顔写真が貼り付けされている手帳
- ・有効期限が切れていない手帳



手続きについて

・これから新しく手帳を発行する方

「第一種」または「第二種」を記載した手帳が交付されます

・既にお持ちの手帳に記載を希望する方

手帳が有効期限内である場合は、窓口にて「第一種」または「第二種」のゴム印を押印します

必要なもの 精神障がい者保健福祉手帳

・顔写真の貼り付けを希望される方

窓口にて再交付申請(写真貼り付けなしから写真貼り付けありへの変更)をしてください。

交付まで約2か月かかります

必要なもの 精神障がい者保健福祉手帳
 写真1枚(たて4cm×よこ3cm)

※ 最近1年以内に撮影された、脱帽して上半身を写したもので、
無背景のもの。カラー、白黒どちらでも可

問い合わせ先（手続きができるところ）

福山市役所障がい福祉課

(支援給付担当) 〒720-8501 福山市東桜町3番5号 ☎084-928-1063 FAX084-928-1730

松永保健福祉課 〒729-0104 福山市松永町三丁目1番29号 ☎084-930-0410

北部保健福祉課 〒720-1132 福山市駅家町大字倉光37番地1 ☎084-976-8803

東部保健福祉課 〒721-0915 福山市伊勢丘六丁目6番1号 ☎084-940-2572

神辺保健福祉課 〒720-2123 福山市神辺町大字川北1151番地1 ☎084-962-5005

新市支所

(保健福祉担当) 〒729-3103 福山市新市町大字新市1061番地1 ☎0847-52-5515

沼隈支所

(保健福祉担当) 〒720-0311 福山市沼隈町大字草深1889番地6 ☎084-980-7704

詳しい割引内容については、JR各社へお問い合わせください。

また、JR以外の私鉄運賃の割引については、各鉄道会社へお問い合わせください。